

事務連絡  
平成30年3月30日

一般社団法人  
日本肝臓学会 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課  
B型肝炎訴訟対策室

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部  
を改正する省令について

日頃より肝炎対策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第50号。以下「改正省令」という。）により、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則（平成23年厚生労働省令第144号。以下「規則」という。）の一部が改正されることとなりました。

改正省令については、本日公布され、平成30年4月1日から施行されることとなり、本日、別添「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令について」（健発0330第17号）を都道府県知事等宛に発出致しました。なお、当該通知の一部に誤りがございましたので、下記のとおり訂正します。

貴学会におかれましては、この内容について十分御了知の上、貴会会員の皆様に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

訂正箇所	正	誤
第1の1の表 (血液学的検査の検査項目)	赤血球数	血球数

(問い合わせ先)

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

B型肝炎訴訟対策室

(畠中・岩津)

電話：03-5253-1111 (内 2101・2985)

F A X : 03-3506-7332